

議案第 1 1 5 号

前橋市手数料条例の改正について

平成 2 8 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市手数料条例の一部を改正する条例

前橋市手数料条例（昭和 5 1 年前橋市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考 2 中「及び印鑑に関する証明」を「、印鑑に関する証明及び租税公課に関する証明」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。